



Title	犯罪収益の拡大没収及び有罪判決に基づかない没収
Author(s)	久保, 英二郎
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/89573
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名（久保英二郎）	
論文題名	犯罪収益の拡大没収及び有罪判決に基づかない没収

論文内容の要旨

本論文は、ドイツ法における犯罪収益の没収制度、特に拡大没収（ある違法な所為が行われたことが証明された場合に、他の違法な諸所為によって又はその報酬として得られた客体（物又は権利）を、その出所たる違法な所為の証明なしに剥奪する手段）及び拡大独立没収（ある犯罪行為の嫌疑を理由として押収・保全された客体を、これが何らかの違法な所為に由来する限りで、およそ違法な所為の証明なしに剥奪する手段）を参考にして、我が国においても、財産と特定の犯罪行為との結びつきの証明を必要としない新たな剥奪手段（拡大没収や有罪判決に基づかない没収）を導入すべきことを示した上で、その制度設計のあり方を検討するものである。

序章では、国際的な動向に鑑みると主に組織犯罪対策の観点から犯罪収益の没収制度を立法論的に比較研究すべきであること、比較対象として我が国の現行法と一部共通する仕組みを出発点としつつ拡大没収や拡大独立没収を順次導入してきたドイツ法を選択することが示される。

第1章では、ドイツ法における拡大没収（旧拡大取奪）及び拡大独立没収がいかなる問題意識から導入され、これらの剥奪手段を巡っていかなる議論が交わされてきたかが紹介される。拡大没収（旧拡大取奪）は財産的利益と特定の違法な所為との結びつきを証明することの困難を緩和するために導入されたものであること、拡大独立没収は組織犯罪やテロリズムの領域において特定の犯罪行為を証明することの困難を緩和するために導入されたものであることが示されるとともに、これらの剥奪手段の適用範囲、客体の犯罪由来及び補充性に関する法案理由書の説明、判例及び学説が紹介される。

第2章では、ドイツにおける犯罪収益の没収（旧取奪）の制度目的及び法的性質を巡る議論が紹介される。刑罰目的（消極的一般予防、積極的一般予防及び特別予防）、保安目的及び清算・原状回復目的が犯罪収益の没収制度の正当な目的になり得ること、かつては取奪に純益主義が適用されており、その法的性質は清算・原状回復目的とする「独自の種類の処分」と解されていたが、その後総額主義が導入され、学説では取奪が刑罰的性格を獲得したと解する立場が多数を占めるに至ったこと、ドイツにおける拡大没収（旧拡大取奪）や拡大独立没収の法的性質を巡る議論は実質的には「総額剥奪を清算・原状回復目的によって正当化することができるか」という問題を巡るものであることが示される。

第3章では、以下のとおり、我が国において、ドイツ法における拡大没収や拡大独立没収のような、財産と特定の犯罪行為との結びつきの証明を必要としない新たな剥奪手段が必要であるか否か、必要であるとすればどのような制度を設計すべきかが検討される。

第1節においては、財産が何らかの犯罪行為に由来すること（財産の犯罪由來）は証明し得るもの、特定の犯罪行為との結びつきを証明し得るためにこれを没収することができないという问题是、一連の犯罪行為を総体として処罰対象とする構成要件を定め得ることやマニー・ローンダリング処罰規定が設けられていることによっては十分に解消され（ておら）ず、我が国既存の法制度によっては犯罪収益を的確に剥奪することができないため、我が国においても、財産と特定の犯罪行為との結びつきの証明を必要としない新たな剥奪手段（拡大没収や有罪判決に基づかない没収）を導入する必要があることが示される。

第2節においては、拡大没収と有罪判決に基づかない没収の制度設計のあり方が示される。

まず、拡大没収と有罪判決に基づかない没収の法的性質について、次のとおり論じられる。ドイツにおける犯罪収益の没収（旧取奪）の制度目的及び法的性質を巡る議論を参考にすると、これらの剥奪手段については、不正な利得の剥奪や再投資の阻止を目的とする非刑罰の処分として制度設計することが考えられる。しかし、不正な利得の剥奪という目的によると、純益剥奪しか正当化されず、総額剥奪の可能性が排斥され得ないこれらの剥奪手段を制度設計することはできない。一方、再投資の阻止という目的によると、構造的に純益の算出が不可能であることは制度設計の障害にはならないから、これらの剥奪手段を制度設計することができる。したがって、これらの剥奪

手段については、再投資の阻止を目的とする非刑罰の処分として制度設計すべきである、と。

次に、拡大没収の制度設計のあり方について、次のとおり論じられる。拡大没収については、財産が再投資されるおそれを補強するという観点と、合法的な財産が剥奪されるおそれを低減するという観点の双方から、その適用範囲を限定することが要求される。財産の犯罪由来については、財産の出所たる犯罪行為を一定の犯罪類型に属するものに限定すべきではない。財産の犯罪由来に関する証明については、低い証明度が直ちに対象者の権利を侵害することにはならず、どのようなルールを定めるかは立法裁量にゆだねられていると考えるべきであるが、特に合法的な財産が剥奪されるおそれを低減する必要性を重視し、財産の犯罪由来が合理的な疑いを超えて認められることを要求すべきである。現行法上の没収と拡大没収とでは前者が優先し、前者の要件が認められない場合に初めて後者が問題になることとすべきである、と。

そして、有罪判決に基づかない没収の制度設計のあり方について、次のとおり論じられる。有罪判決に基づかない没収についても、基本的には拡大没収における議論を援用することができるが、有罪判決に基づかない没収はおよそ犯罪行為の証明を必要としない重大な権利制限であるから、その分だけ正当化される範囲が狭くなる。適用範囲については、拡大没収と比べても狭く局限する必要がある。その方法として命令のきっかけになり得る罪を限定するという方法を探る場合、マネー・ローンダリング罪については、これを含めるとすれば適用範囲を狭く局限する意味がなくなりかねないから、命令のきっかけになり得る罪に含めるべきではない。財産の犯罪由来及びその証明については、基本的に拡大没収に関する検討結果を援用することができるが、有罪判決に基づかない没収においては、拡大没収とは異なり、命令のきっかけになる犯罪行為の嫌疑が存すれば十分であるため、対象者の権利保障の点で高い証明度を設定する必要性がより高いことに留意する必要がある。有罪判決に基づかない没収は、財産の出所たる犯罪行為のみならず、命令のきっかけになる犯罪行為の証明も必要としない重大な権利制限であるから、これが用いられるのは現行法上の没収や拡大没収によっては犯罪収益を剥奪し得ない場合に限られることとすべきである、と。

最後に、拡大没収と有罪判決に基づかない没収の関係については、対象者の権利保障の観点から、まず第一に拡大没収による解決を図るべきであるが、真相解明が特に困難な犯罪類型においては、有罪判決に基づかない没収を導入する必要がある、と論じられる。

終章では、以上の検討結果がまとめられるとともに、今後の課題として、多数の国家に存する多様な没収制度を比較研究すべきことが示される。

論文審査の結果の要旨及び担当者

	氏名 (久保 英二郎)	
	(職)	氏名
論文審査担当者	主査	准教授 品田 智史
	副査	教授 島岡 まな
	副査	教授 豊田 兼彦

論文審査の結果の要旨

【本論文の意義】

組織犯罪対策の手段として重要視されているのは、犯罪組織の資金を断つことであり、その具体的方法の一つとして、没収・追徴（以下、「没収」とする）という法制度が挙げられる。没収の通常形態（単純没収）は、被告人の行った特定の犯罪に有罪を言い渡す場合に、付加刑として、有罪の理由となった犯罪行為に由来する財産のみを剥奪するというものであるが、単純没収では組織犯罪対策として十分ではないとして、国際的には、拡大没収と有罪判決に基づかない没収という制度が活用されている。拡大没収は、主に欧州諸国で導入されている犯罪収益剥奪手段であり、特定の犯罪行為を理由とする有罪の言渡しに際して命じられるものだが、財産の出所たる特定の犯罪行為が証明される必要はなく、（例えば財産の額と犯人の合法的な収入との間の著しい不均衡等の事情から）財産が何らかの犯罪行為に由来することが証明されれば、その財産を没収できるという制度である。有罪判決に基づかない没収は、例えば、犯罪行為の嫌疑を理由として押収等された財産について、それが何らかの違法な所為に由来する限りで、刑事裁判による犯罪行為の証明なしに財産を没収するものである。

久保氏の博士学位申請論文「犯罪収益の拡大没収及び有罪判決に基づかない没収」は、上記の両制度を我が国にも導入すべきことを主張し、その制度設計の在り方を検討するものである。検討に際して、本論文は、我が国の現行法と一部共通する仕組みを出発点としながら二つの制度を順次導入してきたドイツ法を参考にしようとする。

組織犯罪対策として、我が国の現行法上は、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法においてマネーロンダリングを処罰する犯罪収益等の隠匿收受罪や、また、没収追徴の対象となる財産の推定規定などで対応されている。一方で、拡大没収や有罪判決に基づかない没収の制度については、外国の法動向などの散発的な紹介があるのみで、両制度の我が国への導入の必要性や可否について本格的に検討を試みたものはこれまでになかった。また、ドイツ法の没収・追徴制度の沿革から、直近の拡大没収・有罪判決に基づかない没収に関する法改正の内容や、それらを巡る判例・学説の議論を網羅的に詳細に紹介し、分析を加えている点にも意義が認められる。

【本論文の構成と内容】

本学位申請論文は、序章・終章以外に三つの章からなる。

第1章「ドイツ法における拡大没収及び拡大独立没収」では、ドイツにおける拡大没収や拡大独立没収（有罪判決に基づかない没収のドイツ法における名称）の導入に関する沿革、及び、それらを巡る議論が紹介され、検討が加えられている。1975年の単純没収制度の創設の紹介からはじまり、1992年に組織犯罪対策として拡大没収が導入された経緯、2017年の財産剥奪制度の全面改正の際に拡大没収の適用範囲があらゆる犯罪行為に拡張され、また、拡大独立没収の新設があったことについて、立法資料、判例、学説を丹念に分析し、それらの内容について、自身の検討も加えている。

第2章「ドイツ法における犯罪収益の没収（収奪）の法的性質」では、ドイツにおける没収の法的性質を巡る議論が独立して取り上げられ、それが拡大没収や有罪判決によらない没収の制度設計にとってどのような意義を持つのかが検討されている。ドイツでは、拡大没収・拡大独立没収と単純没収

の制度的違いはあまり考慮されず、単純没収の法的性質を援用する形で議論がされていること、そして、単純没収の法的性質に関する「総額主義による財産剥奪は対象者に害を賦課するものであるから刑罰である」という学説の多数の理解を踏まえると、ドイツにおける拡大没収・拡大独立没収の法的性質を巡る議論は、実質的には「総額剥奪を清算・原状回復目的（不正な利得の剥奪）によって正当化することができるか」という問題と解すべきであるとする。そして、正当化を肯定する立法者が依拠するドイツ不当利得法の内容についても検討した上で、正当化が認められないとする多数説を支持する。その上で、拡大没収・拡大独立没収においては構造的に純益の算出が不可能である以上、清算・原状回復以外の目的によって制度設計する必要があるとする。

第3章「我が国への示唆」においては、第1章及び第2章の内容を踏まえ、我が国において、新たな剥奪手段が必要であるか否か、必要であるとすればどのような制度を設計すべきかが検討されている。まず、第1節において、我が国の既存の法制度（一連の取引行為を総体として犯罪構成要件と定める手法やマネーローンダリング処罰規定）では犯罪収益を的確に剥奪することができず、拡大没収や有罪判決に基づかない没収といった財産と特定の犯罪行為との結びつきを必要としない剥奪手段を導入する必要があることが示される。そして、第2節で、我が国における拡大没収と有罪判決に基づかない没収の制度設計の在り方が示されている。両者の法的性質について、ドイツ法の検討から、不正な利得の剥奪という目的では純益の剥奪しか正当化されないため、再投資の阻止を目的とする非刑罰の処分として制度設計すべきとする。その上で、拡大没収については、まず、その適用範囲に関して、犯罪収益の再投資の一定の危険が認められる場合に限定すべきであるという観点と、合法的な財産が剥奪される危険性を下げるべきであるという観点から、対象者を暴力団員などの一定の者に限定する、（2017年改正前のドイツ刑法のように）拡大没収を可能とする有罪判決の対象犯罪を薬物犯罪や組織犯罪等に限定するなどの、対象の限定が行われるべきであるとする。また、証明度については、刑事裁判の通常の証明ルールが妥当し、举証責任の転換や法律上の推定規定を設けるべきではないとする。有罪判決に基づかない没収については、基本的には拡大没収における議論を援用できるが、より重大な権利制限であるから、その分だけ正当化される範囲が限定されるべきであり、手続については刑事裁判と同様の証明度が要求され、また、単純没収や拡大没収によっては犯罪収益を剥奪し得ない場合にはじめて用いられるべきであるとする。

【本論文に対する評価】

冒頭の【本論文の意義】で示した通り、本学位申請論文は、既に国際的には活用されている拡大没収・有罪判決に基づかない没収という制度について、我が国ではじめて本格的に取り扱ったもので、この問題についての嚆矢ともいえる論文である。また、その具体的な題材として取り扱われたドイツ刑法における両制度について、通常の没収制度も含めたその沿革や、各制度の実体面と手続面、民法の不当利得法に関する議論まで踏み込んだ法的性質の検討など非常に網羅的な内在的分析に加え、国際的な観点からの外在的分析も行われているなど、多角的で詳細な内容となっている。

一方で、拡大没収と有罪判決に基づく没収の制度目的を再投資の阻止であるとする論証や、そこから各制度の提案をしていく過程については、やや乱暴なところが見られないわけではなく、また、具体的な制度の内容についても、詰め切れていないところが多くある（この点は、申請者自身もさらなる比較検討が必要としている）。

しかしながら、以上の点は今後改善が見込まれる、あるいは、さらなる研究の発展が期待できるものと言える。本論文は将来の研究活動の出発点としては十分な内容を含んでおり、今後、我が国における犯罪収益没収制度の研究に貢献していくことが期待される。

以上の理由により、本論文は、課程博士に相応しい内容を備えており、よって、申請者である久保英二郎氏に博士の学位を授与することができるものと審査員は全員一致で判断する。なお、本論文については、剽窃チェックソフト等を用いて、剽窃がないことを確認済みである。